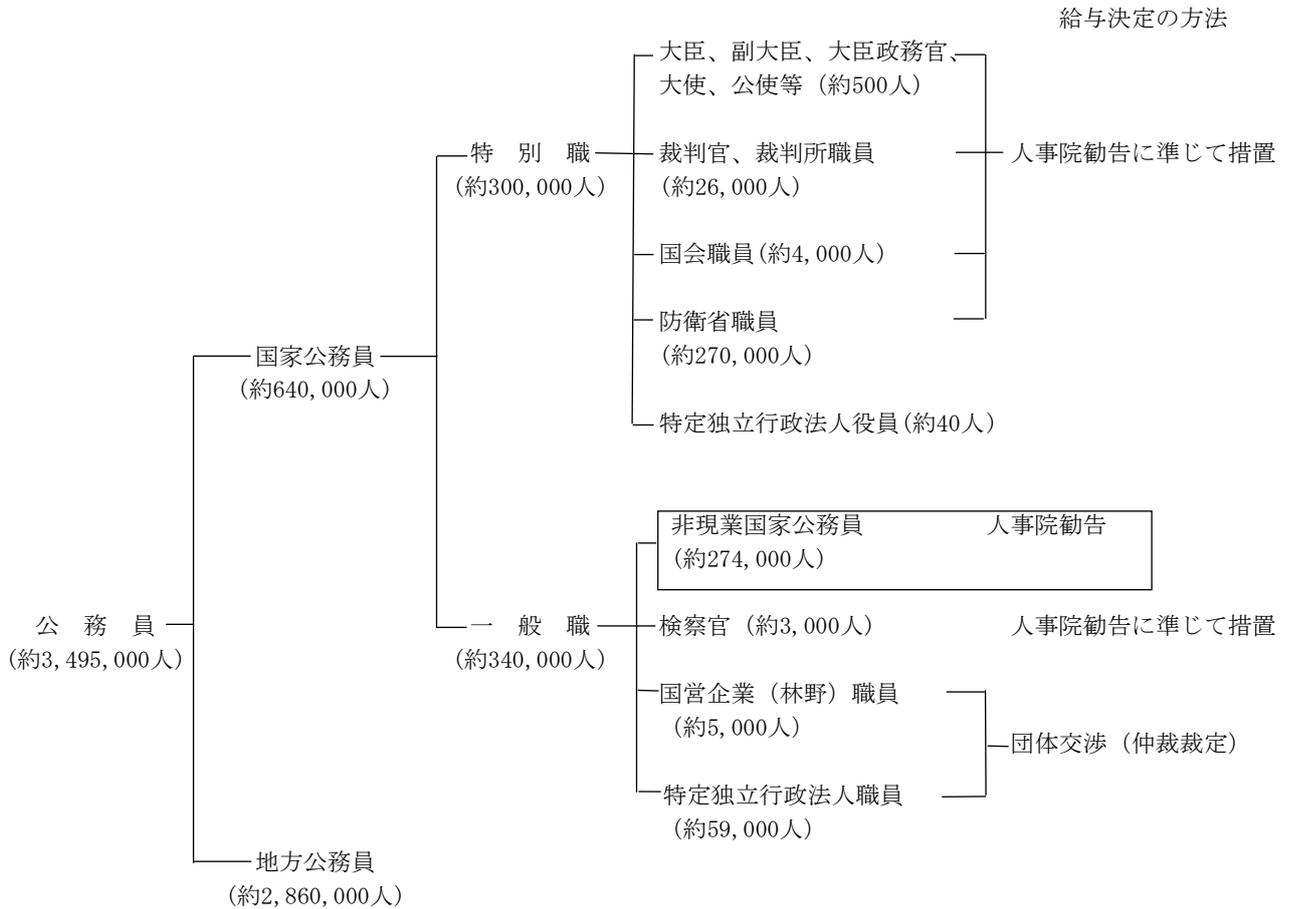


公務員の種類と数

公務員は、国家公務員が約64万人、地方公務員が約286万人。



(注) 1 国家公務員の数は、以下を除き、平成22年度末予算定員による。

- ① 特定独立行政法人役員の数、平成22年1月1日現在の法律上の規定の上限数。
- ② 特定独立行政法人職員の数、平成22年1月1日現在の常勤職員数。

2 地方公務員数は、「平成21年地方公共団体定員管理調査」による一般職に属する地方公務員数である。

3 職員数については、端数処理の関係で必ずしも合計数とは一致しない。

公務員の労働基本権等

1 労働基本権（労働3権）について

- ・ 憲法 28 条で労働者の基本的権利を規定。
- ・ 労働基本権は、団結権、団体交渉権、争議権の3つの権利から構成。

- ①団結権 勤労者がその労働条件を維持・改善するために組合を組織する権利
 ②団体交渉権 労働組合が使用者と労働条件について交渉する権利
 ③争議権 団体交渉の裏づけとして、ストライキなどを行う権利

※ 憲法第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

2 公務員（一般職）の労働基本権の現状

区 分		団 結 権	団 体 交 渉 権		争 議 権
				協約締結権	
国 家 公 務 員	非現業職員	○ (警察職員等除く)		△※注1 (交渉は可能)	×
	国有林野、 特定独立行 政法人	○	○	○	×
地 方 公 務 員	非現業職員	○ (警察職員及び 消防職員除く)	△※注1 (交渉は可能)	×※注2 (書面協定は 可能)	×
	現業職員	○	○	○	×
(参考)民間		○	○	○	○

※注1 非現業職員は、交渉を行うことができるが、団体協約は締結できない。

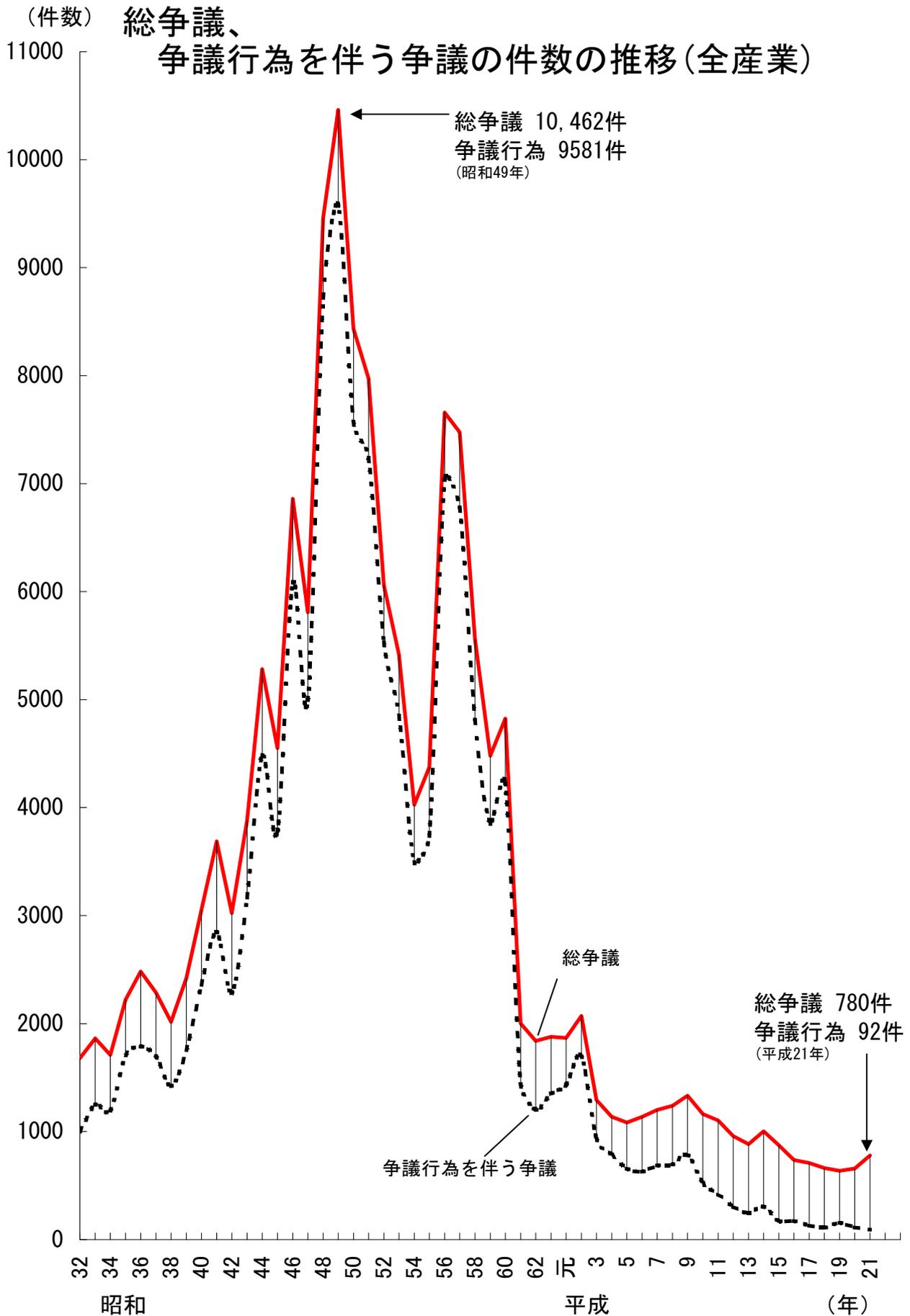
※注2 非現業職員(地方)は、交渉を行い、その結果として書面協定を結ぶことができるが、この書面は団体協約ではなく、法的拘束力はない。

職員団体の登録状況（平成22年3月31日現在）

（平成21年度・人事院年次報告書より）

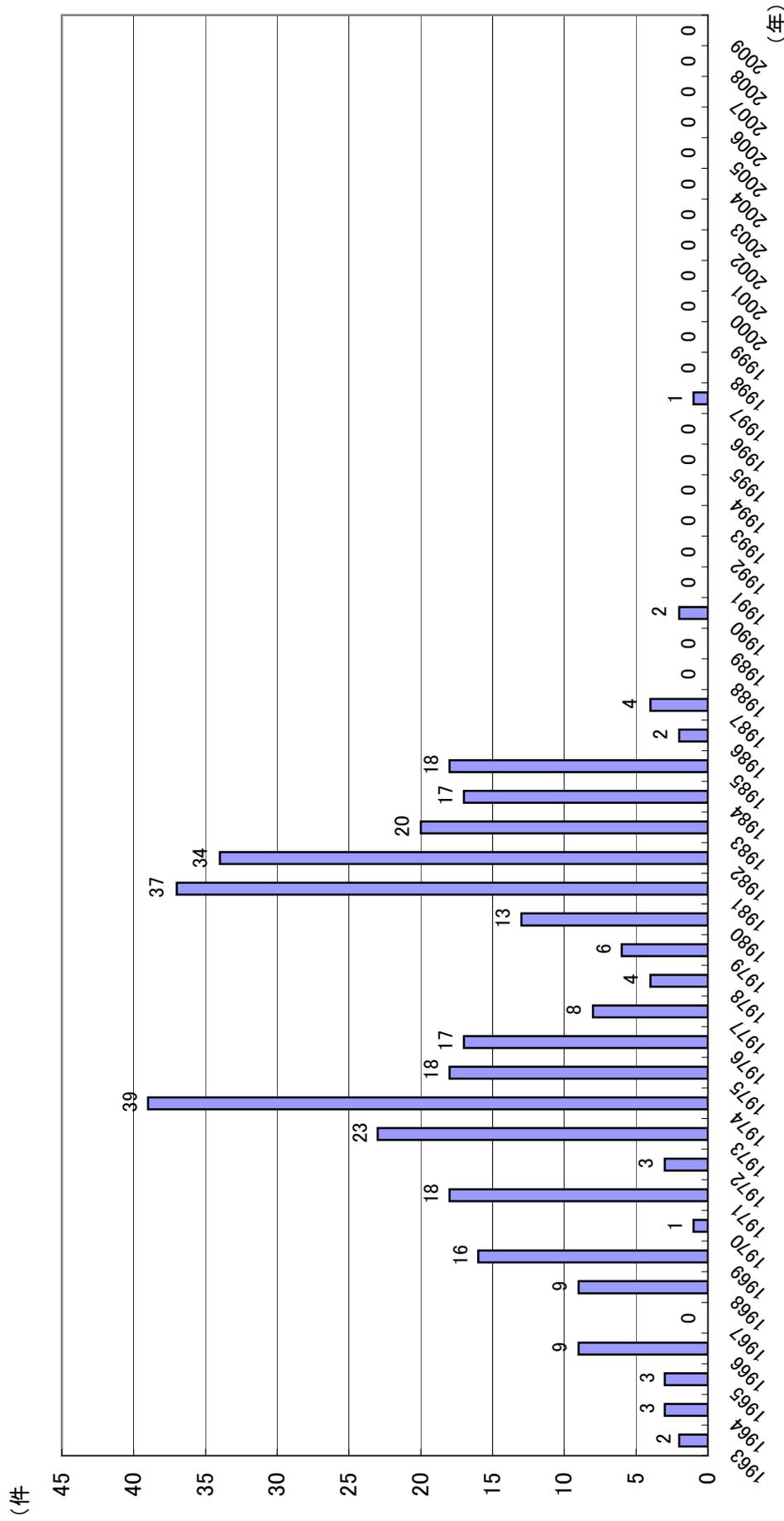
府省名	区分	登録職員団体数				在職者数 (A) 人	組織人員数 (B) 人	組織率 (B/A) %	平成21年度登録件数		
		連合体 団体	単一体 団体	支部等 団体	計 団体				新規登録 団体	変更登録 団体	登録の抹消 団体
内閣府		1	5	1	7	5,228	1,269	24.3		2	
総務省			4	41	45	4,068	1,624	39.9		16	6
法務省			1	30	31	24,843	8,909	35.9		20	
外務省											1
財務省		22	17	951	990	61,804	42,906	69.4	10	573	24
文部科学省			1		1	1,712	32	1.9			
厚生労働省		7	10	98	115	32,559	21,492	66.0	1	35	6
農林水産省			2	102	104	16,672	14,708	88.2	92	18	
経済産業省			2	1	3	7,220	1,667	23.1		3	
国土交通省		3	13	721	737	38,966	22,220	57.0	50	164	174
			1	9	10	6,188	581	9.4			
環境省			1		1	967	205	21.2			
人事院			1		1	493	89	18.1		1	1
会計検査院			1		1	1,103	762	69.1		1	
その他		11	3		14					9	
計		44	62	1,954	2,060	195,635	115,883	59.2	153	851	212
平成20年度計		46	66	2,007	2,119	215,538	134,486	62.4	8	768	26

- (注) 1 国土交通省の下欄は、管理職員等で組織する職員団体に係るものであり、在職者数は当該職員団体に加入し得る職員の総数である。
- 2 「在職者数」は、平成21年7月1日現在の「一般職国家公務員在職状況統計表」（総務省人事・恩給局調べ）における常勤職員数に検察官の数を加え、警察職員等及び管理職員等の数を除いたものである。
- 3 「組織人員数」は、登録職員団体の組織人員を合計したもの（同一の重複を除く。）である。
- 4 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるもの（日本国家公務員労働組合総連合会、日本国家公務員労働組合連合会行政職部会、沖縄国家公務員労働組合等）をいい、その組織人員数等は、それぞれの該当府省の組織人員数に含まれている。
- 5 「計」欄のうち、在職者数、組織人員数及び組織率は、管理職員等で組織する職員団体を除いたものである。



※ 出所：厚生労働省「労働争議統計調査」

国家公務員による争議行為を伴う争議件数

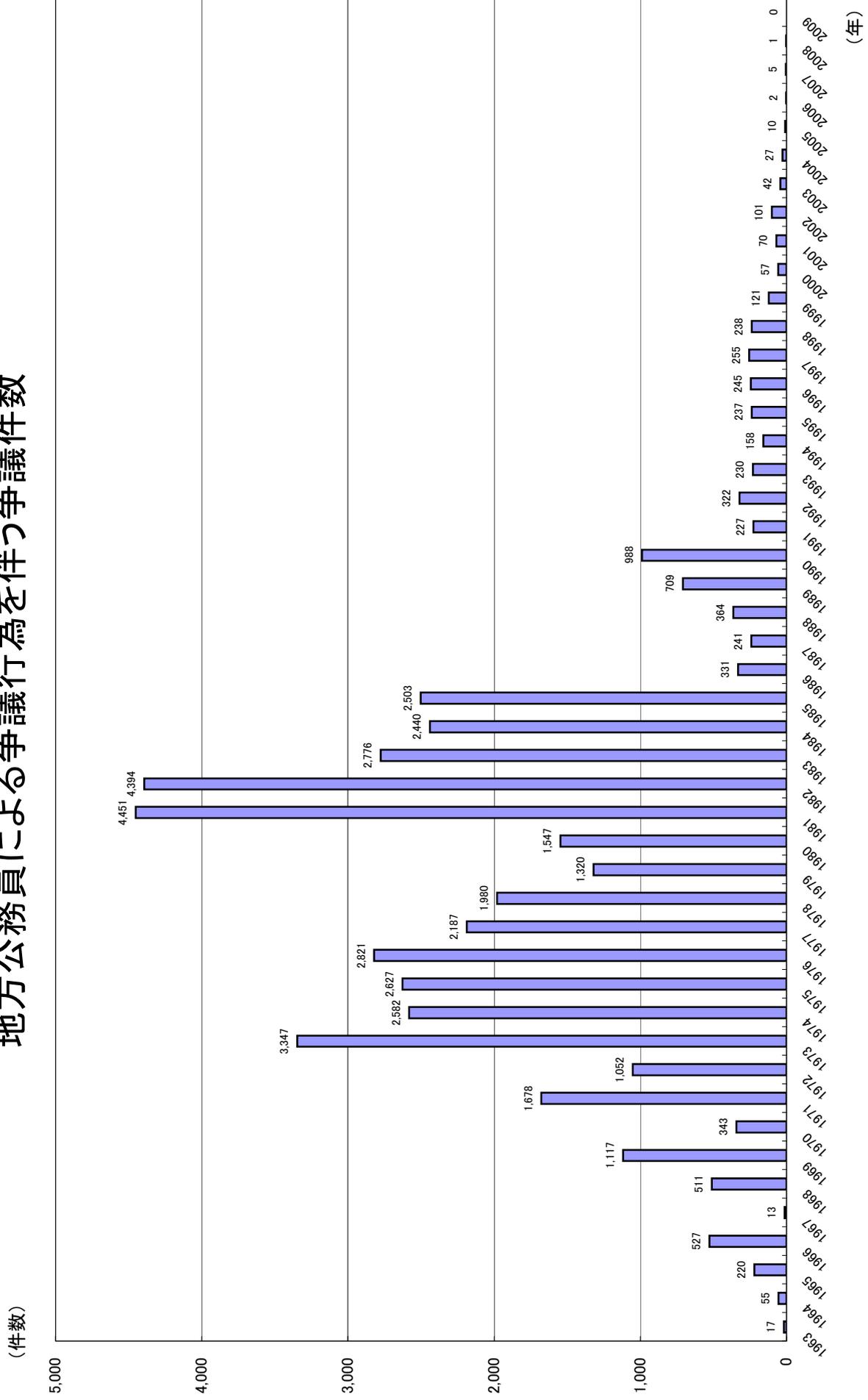


出所：厚生労働省「労働争議統計調査」より、産業種類別の争議件数のうち「国家公務」の分類の数値を抽出して作成。

※1 本調査の産業分類は、「日本標準産業分類」による。

※2 本調査は、各都道府県労政主管課及び労政主管事務所、中央労働委員会等の報告を集計したものである。

地方公務員による争議行為を伴う争議件数



出所：厚生労働省「争議統計調査」より、産業種類別の「地方公務」の分類の数値を抽出して作成。

諸外国の公務員制度の概要

I 概観及び国家公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
国家体制等 連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代	連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代	連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代	連邦制、議院内閣制(大統領は象徴的) 二大政党基軸での政権交代	共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代	議院内閣制 日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に。民主的な公務員法の確立のため国家公務員法を制定
概観 現行公務員制度の淵源	建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法(ペンシルバニア法)制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立	ノース・トリアン報告(1853年)により、成績主義に基づく資格任用制が確立	絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも継承され、民主的統制に服している	仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立	2010年度未定等)
国家公務員の数と種類	269万人 (2008年9月現在) (競争職(Competitive Service) 134万人 競争試験により任用(職階制適用) 除外職(Excepted Service) 135万人 うち 郵便庁職員 73万人 行政府の上位職 0.8万人* うち 高級管理職俸給表適用者(EX) (大局長~次官、長官) 500人* ⇒政治任用 上級管理職俸給表(SES) 7,000人* (課長~局長) ⇒1割が政治任用 ※2004年3月現在	53万人 (2008年3月現在) 国家公務員(Civil Service) ~国王の奉仕者	28万人 (2008年6月現在) (官吏(Beamte) 13万人 公法上の勤務・忠誠関係 統治権関与・公権力の行使等 公務被用者(Tarifbeschäftigte) 15万人 私法上の雇用契約関係	248万人 (2007年12月現在) (官吏(Titulaires) 175万人 恒久的官職に任命行為により任用 非官吏(Non titulaires)等 33万人 見習職員、補助職員、臨時職員等	34万人 (2010年度未定等) 一般職国家公務員 (非現業国家公務員 27.4万人 特定独立行政法人等職員 5.8万人)
(参考) 国以外を含めた公務員数 (非軍人)	連邦 269万人 州 508万人 郡・市等 1,415万人 (行政府職員のみ) 総計 約2,193万人 (総人口 3億6百万人)	中央政府 257万人 うち 警察 29万人 地方自治体 290万人 公営 158万人 医療機関 53万人 Civil Service 53万人 公営企業体 57万人 総計 約604万人 (総人口 6千万人)	官吏 123万人(教員を含む) 公務被用者 69万人 市町村等 18万人 官吏 8万人 公務被用者 71万人 間接公務 104万人 連邦 13万人 官吏 15万人 公務被用者 15万人 総計 約430万人 (総人口 8千2百万人)	公共病院 103万人 国 248万人 地方政府 175万人 総計 約526万人 ※国家公務員については、軍人、軍需関係者約40万人を含む (総人口 6千5百万人)	特別職国家公務員 30万人 一般職国家公務員 34万人 総計 約349.5万人 ※特別職国家公務員については、防衛省職員27万人を含む。 (総人口 1億2千8百万人)

II 諸外国の国家公務員の労働基本権

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】	憲法典上、労働基本権に関する規定はない	明文の憲法典はない	団結権についての一般的な保障規定がある	労働組合についての規定がある	憲法28条で団結権、交渉権及び争議権について規定
国家公務員の労働基本権	認められている (注)軍人、外交官、FBI職員等は禁止	【官民共通の枠組み】 認められている (注)軍人、警察官は禁止	【官吏】 公法上の勤務・忠誠関係 私法上の雇用契約関係 認められている	認められている (注)軍人は禁止	認められている (注)警察官、自衛官等は禁止
	給与等の法定の勤務条件について交渉権はない (注)法定の勤務条件以外については認められている	認められている	認められている	認められている	認められている
	協約締結権 給与等の法定の勤務条件以外については認められている (注)郵便庁職員には、給与等も含め交渉権・協約締結権が認められている	認められている (注)労使間で決定できるのは、財務省が各省に提示する給与改定率の上限等、政府方針の範囲内に限られる (注)民間と同じく、労働協約には通常、法的拘束力がない	認められていない (注)官吏関係法の改正を行う際の官吏組合の関与を法律上保障(結果に拘束力はない) (注)一般的に、公務被用者の交渉結果が反映されている	認められていない (注)賃金交渉において、政府側はあらかじめ決められた予算の枠内(首相指示書の枠内)でしか交渉しない (注)交渉の結果、議定書(法的拘束力なし)が作成された場合は、これに従う慣行があるが、1998年以來、賃上げを内容とする議定書締結に至ったことはない	協約締結権はない (注)現業職員・特定独立行政法人職員には、協約締結権が認められている
争議権	禁止されている (注)単純参加を含めて、違反は刑事罰の対象となる	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない (注)軍人、警察官等は、明文の規定で禁止	伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている	認められている (注)警察官、監獄職員、司法官等は禁止	禁止されている

(出典：人事院ホームページ「諸外国の国家公務員制度」より抜粋)

諸外国における近年の主な公務員ストライキの事例 (地方公務員を含む)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																
発生状況※	<table border="1"> <tr> <th>争議件数 (件)</th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>23</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加人員 (万人)</td> <td>7.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>労働損失日数 (千日)</td> <td>2687.5</td> <td>61.6</td> </tr> </table> <p>(参加人数千人以上・2006年)</p>	争議件数 (件)	全体	公務	23	4		参加人員 (万人)	7.7	1.9	労働損失日数 (千日)	2687.5	61.6	<table border="1"> <tr> <th>争議件数 (件)</th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>144</td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加人員 (万人)</td> <td>51.1</td> <td>37.0</td> </tr> <tr> <td>労働損失日数 (千日)</td> <td>758.9</td> <td>614.3</td> </tr> </table> <p>(2008年)</p>	争議件数 (件)	全体	公務	144	16		参加人員 (万人)	51.1	37.0	労働損失日数 (千日)	758.9	614.3	<table border="1"> <tr> <th>争議件数 (件)</th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>(データなし)</td> <td>(データなし)</td> <td>(データなし)</td> </tr> <tr> <td>参加人員 (万人)</td> <td>16.9</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>労働損失日数 (千日)</td> <td>428.7</td> <td>139.5</td> </tr> </table> <p>(2006年)</p>	争議件数 (件)	全体	公務	(データなし)	(データなし)	(データなし)	参加人員 (万人)	16.9	1.3	労働損失日数 (千日)	428.7	139.5	<table border="1"> <tr> <th>労働損失日数 (千日)</th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>2007年</td> <td>2163.9</td> <td>610.9</td> </tr> <tr> <td>2006年</td> <td>2373.4</td> <td>952.0</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>3113.0</td> <td>1116.0</td> </tr> </table>	労働損失日数 (千日)	全体	公務	2007年	2163.9	610.9	2006年	2373.4	952.0	2005年	3113.0	1116.0
争議件数 (件)	全体	公務																																																		
23	4																																																			
参加人員 (万人)	7.7	1.9																																																		
労働損失日数 (千日)	2687.5	61.6																																																		
争議件数 (件)	全体	公務																																																		
144	16																																																			
参加人員 (万人)	51.1	37.0																																																		
労働損失日数 (千日)	758.9	614.3																																																		
争議件数 (件)	全体	公務																																																		
(データなし)	(データなし)	(データなし)																																																		
参加人員 (万人)	16.9	1.3																																																		
労働損失日数 (千日)	428.7	139.5																																																		
労働損失日数 (千日)	全体	公務																																																		
2007年	2163.9	610.9																																																		
2006年	2373.4	952.0																																																		
2005年	3113.0	1116.0																																																		
近年の主な公務部門のストライキ事例	<p>○ 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のストライキ問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストの影響を受けた利用者は、1日当たり約700万人(市当局発表) ・州最高裁判所は、2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金を支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があるとの警告 ⇒ 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせんな案を受け入れ、スト解除後に年金等の主要問題について交渉を再開することと合意 	<p>○ 2008.7 賃上げ要求の国家公務員等のスト ・インフレ率を下回る賃上げ率に反対する公務員数十万人が2日間のストを実施</p> <p>○ 2008.4 賃上げ要求の国家公務員のスト ・インフレ率(4.1%)を下回る政府提唱の賃上げ率(2.45%)に反対する国家公務員労組(PCPS)が24時間ストを実施。10万人以上の公務員が参加</p> <p>○ 2006.5 人員削減に反対する国家公務員スト ・中央府省の人員削減策に反対する全国規模のストを公務員民間労組(PCPS)が実施(9万人の国家公務員が48時間ストを実施)</p> <p>○ 2006.3 年金改革に反対する地方公務員スト ・年金改革案に対する交渉で労使が対立。公務部門労働組合(UNISON)等の呼びかけで150万人の地方公務員が24時間スト実施 ⇒ 政府が改革案の見直しを約束</p> <p>○ 2005 年金改革に反対する国家公務員等のスト ・2005年の春から夏にかけて、組合は政府の年金削減策に反対。100万人規模のスト実施を計画(政府は公務員の年金受給年齢を60歳から65歳に引き上げようとしていた) ⇒ 大さきなストは実施されず、10月に政府と組合の間で、現職公務員については60歳に引き上げることを請求できることとする旨の合意が成立(他方、新規採用者から65歳に引き上げ)</p> <p>○ 2004.11 大蔵省発表のポスト削減計画に反対する国家公務員のスト ・PCSは雇用年金省と内務省の職員によるスト実施(20万人の国家公務員が24時間ストを実施) ⇒ 雇用年金大臣は、同省における削減計画について、3か月間は強制的な解雇を行わないことをPCSと合意。ただし、政府は現在でも、この計画に基づき削減を進めている。</p> <p>○ 2004 賃上げ要求の国家公務員のスト ・雇用年金省の職員が給与を巡り2004年に争議行為を行った。同年1月、4月及び7月にそれぞれ2日間のストを実施。</p>	<p>○ 2010.2 賃上げ要求のスト ・連邦及び州公務員(公務被用者)の賃上げを求めて、ストを実施。約2万人が参加</p> <p>○ 2009.2 賃上げ要求のスト ・民間企業の給与上昇を受け、州公務員の賃上げを求めて、学校、大学、病院、大学病院、行政庁、道路管理事務所等の公務被用者がストを実施 ⇒ 4回にわたる交渉の結果、段階的な賃上げ(最終的に基本給与の5.8%の賃上げ)を実施</p> <p>○ 2008.5 賃上げ要求のスト ・ベルリン州公務員(公務被用者)がストを実施 ⇒ 段階的な賃上げ(第1回3.1%、第2回2.8%)を実施し、一時金(225ユーロ)を支給</p> <p>○ 2008.2~3 賃上げ要求のスト ・連邦及び市町村公務員(公務被用者)の賃上げを求めて、病院、近距離交通、ゴミ収集職員等がストを実施。2月だけで約20万人が参加</p> <p>○ 2006 前年から争点となっていた勤務時間延長に反対する州公務員等のスト ・週38.5時間から週40時間への勤務時間延長等をめぐり、多数の州で、ゴミ収集職員、看護職員等が2月以降断続的にスト実施(14年ぶりの大規模ストと言われる) ⇒ 州使用者団体と統一サービス産業労働組合(ver.di)・ドイツ官吏同盟との合意が成立 公務被用者の週勤務時間は州により38.5時間から38.5~40時間に</p> <p>○ 2002 賃上げ要求の州公務員のスト ・複数の州、都市でストを実施 ・行政事務職員、幼稚園職員、ゴミ収集職員、交通機関職員等がストを実施</p> <p>○ 2000 賃上げ要求のスト ・病院関係者・教師・行政事務職員・ゴミ収集職員・公共交通職員・空港職員等がストを実施</p>	<p>○ 2009.12 人員削減策に反対するスト ・国立美術館職員がストを実施</p> <p>○ 2009.3 雇用の安定や最低賃金引上げ要求のスト ・公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施</p> <p>○ 2009.1 サルコジ大統領の新自由主義に反対するスト ・国道、空港、郵便、医療、教育、電気・ガス等の公務員を含む労働者がゼネストを実施</p> <p>○ 2008.5 政府による公共サービス部門の公務員整理方針に反対するスト ・22,900人分のポスト廃止(うち11,200人分は教育関係)に反対する教員労組、税関・税務関連労働者等の公務員約30万人がストを実施</p> <p>○ 2007.11 サルコジ大統領による社会制度改革案、公務員削減案に反対するスト ・約70万人が参加</p> <p>○ 2007.2 賃上げと人員削減撤回を求めるスト ・教師、徴税担当者、郵便職員などの公務員が終日ストを実施</p> <p>○ 2006.1 賃上げ、雇用、公共サービス擁護のスト ・初日、郵政労働者が郵便事業の自由化反対、2日目、国鉄労働者が人員削減反対、最終日、教員・公務員が賃上げを掲げ、スト実施(3日間で5万人が参加)</p> <p>○ 2005 労働時間短縮の堅持、公共サービス堅持等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2004 地方分権法案、医療保険改革、政府の給与政策等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2003 年金改革、地方分権等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2000 税務部門の合理化に反対するスト ・税務部門の合理化に反対して、税務署の相談窓口、出納事務の情報処理センター等の職員がストを実施。全国の税務署の半数以上が閉鎖</p> <p>○ 2000 予算増額を要求するスト ・公立医療機関に係る予算増額要求のため、医師等がストを実施</p>																																																

※ ILO LABORSTA (http://laborsta.ilo.org/) より作成。「公務」の項は「Public Administration and Defence:Compulsory Social Security」の数値を抽出したなお、フランスの「全体」の項は概算による

公益事業等の争議行為に係る現行法における諸規制

1 労働関係調整法による公益事業等の労働争議調整

注：公益事業（第8条）

- ①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、
- ③水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業、
- ⑤内閣総理大臣による臨時追加指定（実績なし）

(1) 公益事業については10日前までの争議予告義務（第37条）

（⇔それ以外の事業は事後届出）

(2) 緊急調整（第35条の2～第35条の5）

- ・ ①公益事業に関するもの、②規模が大きいもの、又は③特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、内閣総理大臣は、中央労働委員会（以下「中労委」という。）の意見を聞いて緊急調整の決定をすることができる。

* 緊急調整の決定の実績 1件

昭和27年12月 石炭争議（緊急調整の決定後スト終結）

- ・ 中労委は、斡旋、調停、仲裁のほか、事件の実情調査及び公表、勧告を行うことができる。
- ・ 緊急調整の公表から50日間は、争議行為禁止（第38条）。

(3) 安全保持施設の正常な維持・運行を停廃し又は妨げる争議行為の禁止（第36条）

(4) 日本電信電話株式会社に関する特例（昭和60年4月～昭和63年9月）

※ 電電公社民営化（NTT設立）時から3年半設けられていた経過措置

日本電信電話株式会社に関する事件であって争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるとして労働大臣が認定し、中労委に調停の請求をしたとき

- ・ 中労委は事件の実情及び調停の経過を公表することができる。
- ・ 緊急調整を除き他の公益事業の事件に優先して調停を取り扱う。
- ・ 調停請求の公表から調停終了の公表までの間（15日間まで）は争議行為禁止。

2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（スト規制法）による禁止

(1) 電気事業

電気の正常な供給を停止する争議行為その他電気の正常な供給を阻害する争議行為の禁止

(2) 石炭鉱業

保安業務の正常な運営を停廃し、人に対する危害、鉱物資源の減失・重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずる争議行為の禁止

3 船員法による禁止（第30条）

労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又は争議行為により人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、してはならない。

争議行為の企画、助長等に対する刑事罰に関する規定

○ 現行の国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第98条（略）

- ② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

- ※ これら行為の共謀、そそのかし、あおり等については、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- ※ 争議行為等の実行行為については、懲戒等の対象とはなっても、刑事罰の適用はないが、その企画、助長等の行為については、刑法の教唆犯と異なり、独立して刑事罰を科することとしているのは、立法意思として争議行為を未然に防止することを重視したからであると考えられている。
- ※ 「争議行為」は「国の正常な業務の運営を阻害する行為」と、「怠業的行為」は「政府の活動能率を低下させる行為」と解され、「怠業的行為」は「争議行為」に至らないものと解されている。

〔参考1〕 現行の独立行政法人の役職員に関する法律の規定

● 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第2条（略）

- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが適当と認められるものとして個別法で定めるもの。

● 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）

- 第17条 職員及び組合は、特定独立行政法人等に対して、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

- ※ 第17条違反については、罰則は無い。また、「怠業的行為」については明記されていない。

強制仲裁

- 特定独法・国有林野については、関係労使の合意等による申請があった場合（任意仲裁）のほか、
 - ア 中労委のあっせん・調停開始後2月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が仲裁の申請をしたとき
 - イ 中労委が、あっせん・仲裁を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき
 - ウ 主務大臣（厚生労働大臣、農林水産大臣等）が中労委に仲裁の申請をしたときに仲裁が開始される。
- これら企業が国民経済及び国民の日常生活に密接な関係をもつものであると同時に労使ともに争議行為を禁止されているという特殊性にかんがみ、紛争が未解決のまま長引くことは望ましくなく、公的な第三者機関により公正な調整を図る必要があるため、特に設けられたもの。

部門別の国家公務員のストライキの影響例

- ・ 外務省
→外交交渉などのタイミングを逸することにより国益が損なわれるおそれ
- ・ 在外公館
→海外法人が必要な保護を受けられず、その生命・財産が脅かされるおそれ
- ・ 法務局
→登記・国籍・供託事務の空白が生じ、国民の権利を損なう
- ・ 入国管理局
→入国審査の空白を生じる
- ・ 植物防疫所等
→有害な病虫害の侵入を許し、農畜産物に多大な被害が生じる等のおそれ
- ・ 原子力・安全保安院
→原子力安全・産業保安の確保の停滞をまねくおそれ
- ・ 特許庁
→特許の受付の遅延や審査の空白を生み、申請者の権利を損なう
- ・ 航空管制官
→空港の閉鎖、航空輸送の停止
- ・ 特定独法
→国民生活等の支障のおそれ

(行政改革推進本部専門調査会第12回会議(平成19年8月6日)資料4より)

※ 上記のスト実施の影響例は、1週間の全国ストを想定したものである。
行政改革推進本部事務局で作成。事務を所管する各府省に協議を行っていない。